

令和4年余市町議会第1回定例会会議録（第5号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時19分

○招 集 年 月 日

令和4年3月1日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和4年3月17日（木曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 1番 野呂 栄二
" 2番 吉田 豊
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 10番 彫谷 吉英
" 11番 茅根 英昭
" 12番 近藤 徹哉
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 北 島 貴 光
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 上 村 友 成
福 祉 課 長 中 島 紀 孝
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 中 島 豊
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 奈 良 論
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一
下 水 道 課 長 樋 口 正 人
水 道 課 長 照 井 芳 明
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 中 村 利 美
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 石川 智子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生 満 広
主 幹 枝 村 潤
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 第 1 令和4年余市町議会第1回定例会付託 議案第 1号 令和4年度余市町一般会計予算
- 第 2 議案第 2号 令和4年度余市町介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第 4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計予算
- 第 6 議案第 6号 令和4年度余市町水道事業会計予算 (以上6件、令和4年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告)
- 第 7 議案第 9号 余市町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第10号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第12号 工事請負契約締結事項の変更について
- 第11 議案第13号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議

- 第13 意見案第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める要望意見書
- 第14 意見案第2号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書
- 第15 意見案第3号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める要望意見書
- 第16 意見案第4号 ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める要望意見書
- 第17 意見案第5号 水田活用の直接支払交付金見直しの再検討を求める要望意見書
- 第18 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和4年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、庄議員は入院中のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 3月15日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○8番(白川栄美子君) 3月15日、委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果について私からご報告申し上げます。

委員6名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案2件、決議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和4年度余市町議会第1回定例会付託に関わる日程第1、議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算ないし日程第6、議案第6号 令和4年度余市町水道事業会計予算、以上各会計予算6件につきましては、一括上程の上、令和4年度余市町各会計予算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第12号 工事請負契約締結事項の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第13号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、意見案第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める要望意見書ないし日程第17、意見案第5号 水田活用の直接支払交付金見直しの再検討を求める要望意見書までの意見案5件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりま

した。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告6件、議案2件、決議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告6件、議案2件、決議案1件、意見案5件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 今期定例会において付託に関わる日程第1、議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 令和4年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題といたします。

この際、令和4年度余市町各会計予算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○14番（大物 翔君） 今期定例会において令和4年度余市町各会計予算特別委員会設置付託に関わる議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算外5件について、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和4年3月7日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私大物が、副委員長に藤野委員が選任されました。

委員会の開催年月日、委員の出席及び説明員の出席状況については、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。

さらに、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査結果についてご報告申し上げます。まず、議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和4年度余市町水道事業会計予算については、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告申し上げ、令和4年度余市町各会計予算特別委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 日本共産党議員団を代表して、2022年度余市町一般会計予算案について反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として衰えず、持病との合併症による重症化で医療機関の懸命な治療が続いています。医療機関の逼迫状況は、これまで政府が骨太の方針として社会保障を削減し、保健所職員の削減、合理化と医療機関の病床削減をしてきたことに大きな原因があります。しかし、政府は今でも地方の公立病院統廃合を進め、病床を削減する地域医療構想が続いています。さらに、コロナ禍に乗じて行政のデジタル化とマイナンバーカードの全国民取得を掲げ、財界の要求のまま情報による市場経済の利益誘導をしています。今年度の町政執行方針では、骨太の方針で掲げる行政のデジタル化に追随しており、個人情報保護を正面から抱えず、保護されるというのみにして、住民の個人情報を企業の利益活動にさらしかねない危険性があります。自治体として住民の個人情報を守る責務を果たさなければなりません。

また、経常収支が改善したとしていますが、ふるさと納税は本を正せば他の自治体の税財源であり、パイの取り合いです。順位とか何倍になったとか関係ありません。寄附行為に応える地元製品の振興に努めるべきです。コロナ禍で苦しみながら奮闘している町内産業をしっかり応援し、経済活動を活性化させることです。地方創生で財源手当てされているものだけでなく、余市町にとって農漁業を中心とした一次産業を振興し、それを取り巻く産業に波及させることが重要です。

また、加齢性難聴問題で補聴器購入のため国として制度がないため町独自の助成を求めることに対して国で制度化すべきと言い放ち、町独自の補助制度創設は考えていないと答弁しました。町政執行方針の地域福祉に関する施策では、高齢者の知識や経験は地域にとっての財産、有する能力に

応じて自立した日常生活を営み、安心して暮らすことができるようにすることに地域福祉の増進に努めるとしてはありますが、公的制度や税財源的措置がされているものしかやらないのでしょうか。高齢者の声に真摯に耳を傾けて、国として制度ができるまで町として何ができるか検討すべきです。住民要求の声に語気を強めて否定することではありません。

また、選択と集中で限られた資源を活用したまちづくりを行っていきとじていますが、住民を自治の主体者として捉え、協働のまちづくりが重要です。そのために余市町の自治基本条例を町政執行の正面に掲げ、発展させなければなりません。

日本共産党議員団は、住民自治と誰もが安心して住み続けられるまちづくりに奮闘するものです。

以上を述べて、日本共産党議員団を代表して反対討論を終えます。議員各位の賛同を求めます。

○議長（中井寿夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） 令和4年度一般会計予算案、賛成討論をさせていただきます。明政会、茅根英昭。

令和4年第1回定例会において、令和4年度余市町一般会計予算案につき明政会を代表して、討論を行います。余市町を取り巻く厳しい地方財政、コロナ禍の社会情勢の中で編成されました令和4年度余市町一般会計予算、総額は92億5,000万円で、令和3年度の当初予算と比較いたしますと4億円、率にすると4.5%の増となっております。令和4年度の財源見込額を見ると、歳入では町税、地方交付税が約2億5,000万円の増加の一方で、歳出は総務費、土木費で約4億2,000万円の増加となっております。少子高齢化に伴う人口減少の中で、余市町は旧過疎地域自立促進特別措置法に続き、昨年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）の過疎地に指定

されております。過疎地の指定は決して喜ばしいことではなく、自治体として持続性を確保するための財源規律が厳しく求められております。

財政とは、将来に向けた数字に凝縮された住民の生命であります。自治体の持続性の確保とは、将来の住民のニーズを満たす選択枠を奪うことなく、住民の満足度を高めていくことであります。その意味から、財政規律とは住民と共に数字に示された地域の現状を共有し、自らの将来を考えることであり、それなしでは幾ら行政機関が歳出を削減しても地域の財政力を高めることはできないのであります。本来予算とは行政の不断の努力と英知の集結された総合的行政計画の集大成であり、検証、評価対象とされ、かつ批判にも耐えられるものでなければなりません。財源歳入減少時代の現在、地方自治法第2条第14項のその事務の処理に当たっては福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならぬを前提に置き、できるだけ多くの決算余剰金、収支の黒字額を出すという考えを持つことは大変重要なことであります。当初予算の案の策定には、策定時点で予測される収入と支出の全てを予算に計上しなければならないというのが地方自治法第210条の総計予算主義の原則です。総計予算主義の原則で最も注意すべき点は、内容に意図的な調整が行われていないかであり、また予算は収入総額、歳入と支出総額、歳出を同額にしなければなりません。必然的に支出総額は収入総額の限度となります。歳入総額の考えとして、町税など確実に現金収入されるものの範囲との考え方もありますが、必要不可欠な資金調達の方法として健全な町債の活用、年度間の収入のばらつきを調整する等の目的で積み上げられた財政調整基金、特定目的のため積み上げられた特定目的基金、特にふるさと応援寄附金の活用も財政運営には欠かせません。

こうした広範囲な資金や現金の調達手段を活用

することが公共経営であり、重要なのは財政全体のバランスを崩さないことでもあります。今予算では、財政調整基金から1億2,000万円、減債基金から1,000万円、森林環境譲与税基金から231万2,000円、ふるさと応援寄附金基金から3億201万7,000円繰り返されており、基金からの繰入れ総額は4億6,810万円となっております。その財源の約65%はふるさと応援寄附金であり、財政規律を保つための貴重な財源となっております。町内産業の活性化や販路拡大やPR等にもなっており、齊藤町長就任以来ふるさと応援基金獲得のために様々な施策が実行されております。法律の定める範疇でふるさと応援基金の獲得の努力を続けることは何ら批判を受けることなく、その努力は評価に値します。

令和4年度当初予算は、財政の弾力性を表す経常収支比率が臨時財政対策債を含めないで96.1%、臨時財政対策債を含めた経常収支比率は94.5%で、財政の硬直化に大きな変化は見られませんが、平成30年に齊藤町長就任以来着実に改善の兆しが見られます。町長をはじめ職員が持続可能な財政運営を心がけた結果であり、その努力は評価に値すると考えます。財源の行き渡りの調整を行う地方交付税の一部である臨時財政対策債も活用しながら、財源不足には物件費、扶助費、人件費等の圧縮、削減によって歳出を抑えるなどして、財政の健全化をこれからも図るべきと考えます。

予算編成の絶対条件である歳入歳出の将来に向けての政策、施策の体系の関連など説明が十分ではないと思います。また、私たち議員も議会議決科目は地方自治法第216条の規定により款、項であって、町の執行科目である目、節には及ばないことを十分に理解する必要があります。将来に関する説明を求めないで町の執行科目である目、節の事務事業レベルの説明を故意的に求め質疑をしないか考察する必要があると思います。

健全財政と不健全財政の線引きをはっきりとして、正しいことの積み重ねが間違った結果を生んでしまう合成の誤謬は絶対に許されないのであります。まちづくりのために選択と集中、ビルド・アンド・スクラップの手法を採用し、わくわくする町余市、元気である町余市の実現のため齊藤町長はじめ職員の皆様に気炎万丈の思いを胸に大いに期待しております。

以上、令和4年度余市町一般会計予算案の審議経過を踏まえたとき賛成すべきであるという結論に明政会全員で結論に至ったものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上、明政会の賛成討論を終わります。

○議長(中井寿夫君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第1号 令和4年度余市町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第2号 令和4年度余市町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しま

した。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第3号 令和4年度余市町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号 令和4年度余市町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第5号 令和4年度余市町公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号 令和4年度余市町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決しました。暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、議案第9号 余市町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長(阿部弘亨君) ただいま上程されました議案第9号 余市町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案につきましては、本町が栄町東の沢地区に整備いたします移動通信用鉄塔施設の建設用地を地権者より取得し、分筆、登記いたしましたことから、地番の変更をするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 余市町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案。

余市町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月1日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例。

余市町移動通信用鉄塔施設条例（令和3年余市町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「1727番地12」を「1727番地26」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、議案第10号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第10号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

本町職員の育児休業等に関しましては、国家公務員に準じた形で措置することを基本としておりますが、人事院規則の改正により非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち引き続き在職した期間が1年以上との要件の廃止と妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認や研修実施、相談体制の整備等育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が規定されたことから、余市町職員の育児休業等に関する条例につきましても国家公務員に準じ所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月1日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町職員の育児休業等に関する条例（平成4年余市町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上、議案第10号について提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、令和3年9月10日公布、全世代対応型の社会

保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）に基づき国民健康保険税に係る改正が令和4年4月1日から施行されることに伴い、関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から令和4年度分の国民健康保険税から未就学児に係る均等割額の5割を軽減いたすものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月1日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例（平成11年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し、第5条の見出し及び第6条の見出し中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第7条の見出し中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第8条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、

同号ア及びイ中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,675円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,125円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万2,250円

（2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 870円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,450円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,320円

次のページをお開き願います。

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

2,900円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、第3号において同じ。）の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号、第15条第1項及び第23条の改正規定、第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第12号 工事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（成田文明君） ただいま上程されました議案第12号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約締結事項の変更については、令和3年第5回臨時会において議案第1号として令和3年度美園墓地地下壕充填工事の工事請負契約の締結について議決を賜っておりますが、施工に当たり地下ごう内部の空洞充填量について設計の際の想定より減となったことから、結果といたしまして充填剤注入管及び充填剤注入量の変更が生じたため契約金額の変更をいたしたく、ご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第12号 工事請負契約締結事項の変更について。

令和3年10月6日議決の工事請負契約締結について、次のとおり契約事項の一部を変更したいので、議会の議決を求めます。

令和4年3月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。工事請負契約締結事項の変更について。

令和3年10月6日議決の工事請負契約締結「令和3年度 美園墓地地下壕充填工事」事項の一部を次のように変更する。

記。

第3号契約金額の部分中「一金 1億4,355万円也」を「一金 1億2,478万4,000円也」に改める。

以上、議案第12号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 工事請負契約締結事項の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第13号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程になりました議案第13号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本町の監査委員でございます沖秀一氏が本年3月31日をもちまして任期満了となることから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、本定例会において選任同意を求めらるるものでございます。

ご承知のとおり、地方自治法第196条第1項には、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者からこれを選任するという事になってございますので、今回議員各位のお手元に配付してございます札幌市西区西野3条4丁目11番27号、沖秀一氏を余市町監査委員として再度ご同意賜りたくご提案申し上げます。

沖秀一氏の職歴等について申し上げます。現住所につきましては、札幌市西区西野3条4丁目11番27号、生年月日は昭和26年10月12日生まれ、現在70歳でございます。職歴といたしましては、昭和47年、税務大学校を皮切りに王子税務署、足立税務署、札幌西税務署、余市税務署、札幌中税務署、網走税務署、旭川東税務署に勤務されており、その間平成7年4月に税理士免許を取得し、平成9年7月に退職、同年9月、札幌市において税理士事務所を開業し、平成15年7月に事務所を

余市町入舟町に移転されております。平成26年4月1日をもって余市町監査委員に就任し、現在までご活躍をいただいている方でございます。

以上、職歴等を申し上げましたが、余市町監査委員として最も適任であると判断いたしましたので、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読申し上げます。

議案第13号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

余市町監査委員に次の者を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年3月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページです。記、住所、札幌市西区西野3条4丁目11番27号。氏名、沖秀一。生年月日、昭和26年10月12日生まれ。

以上、提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第12、決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○8番（白川栄美子君） ただいま上程されました決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議について、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議。

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月17日提出、提出者、余市町議会議員、白川栄美子。賛成者、余市町議会議員、大物翔、同じく内海博一、同じく寺田進、同じく山本正行、同じく土屋美奈子。

余市町議会議長、中井寿夫殿。

次のページをお開きください。ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議。

去る2月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を行った。

このことは、国際法及び国連憲章に違反する行為であり、世界の平和と安全を脅かすもので断じて容認できない。

核兵器の使用を示唆するようなロシアの姿勢は、唯一の被爆国である日本国民として、また、「非核余市町宣言」をしている本町の願いに反するもので許すことはできない。

よって、ロシアによる攻撃やウクライナへの主

権侵略を強く非難するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での完全撤退を強く求めるものである。

国においては、邦人の確実な安全確保や我が国への経済等の影響対策について万全を尽くしていただきたい。

以上、決議する。

令和4年3月17日、北海道余市郡余市町議会。

以上、決議案第1号について提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第13、意見案第1号

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。意見案第1号につきましては、提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第14、意見案第2号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第2号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第15、意見案第3号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託

を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第3号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第16、意見案第4号 ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第4号 ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第17、意見案第5号 水田活用の直接支払交付金見直しの再検討を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第5号 水田活用の直接支払交付金見直しの再検討を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第18、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和4年余市町議会第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時19分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 10番 彫 谷 吉 英

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 12番 近 藤 徹 哉